

まわり。朝開けた水門がもう締められてゐる。又闇け  
る。

一番先に橋の夫婦は、二寸五分から三寸になつてゐる。  
娘（い）。午後三時、柳井久傳（中野村）市原福太郎（日原  
木村）兩國貢定にてごちそくにする。

夕方、竹田道枝（切畠村）甲斐文子（直見村）御手荒神社へ川

原木村の諸君が迎えにくる。又閉じられていく。

○十七日 晴。本郷にて高野繁、甲斐博志の両君に会

う。帰りに渡辺繁泰吾宅による。宮下興居（直見）

より、山口と水がんかしたと伝えてくる。

○十八日 晴。除草を始める。夕方水番にゆく。

○十九日 晴。夕立あり、木口表と不翠茅を調べて廻る。

○二十日 日曜日 晴。昨夜未下痢、指揮を木口表に持

す。皆心配するので、午後又絶食のまま除草に出る。

四歩終了。

○二十一日 晴。午前中の作業に、休憩を与えなかつた  
といって、各班長から苦情が出る。

それにしても、当時の、佐伯地方の青年達の勤勉ぶり

には、夫だ夫だ敬服の外はない。

(つづく)

### ○荒木の古い墓地

神武さん（也山）の西の麓が荒木というところで、こ  
こに元田部落として最も古い墓群がある。二二尺、横三尺  
の広さに過ぎない墓地であるが、五輪塔二基、板碑七基、  
その他小塔群が、朽木立の中で散在している。

これらは、今から四百年前の室町時代頃のものである  
から、佐伯、南薩郡地方に、とくべつ珍らしい。井狩  
川の上流の方から言っても、宇蘇木・川中・田ノ谷・備  
後・相・小崎等に、この時代の塔が見らる。ただこの  
墓地の特色が、他と違つてゐる点は、庄屋の祖宅と深  
い関係があることである。

### 記録

わがふるさと、元田誌。(14)

一名所と旧跡——

会員 市野瀬 仁

### ○神武さん（也山）

さきに「察り」ところで述べたように、元田の  
象徴は、神武さんである。村の人々は、ことさらにはこ  
の山に愛情を持つてゐるようであるが、よそから帰つ  
て来るとき、慈母のようにならへ、い姿をしたこの山が目に  
映り、自然と落付いてくるのである。

山麓に四十戸の部落を抱え、頂上に神武天皇をお祭  
りしていることもあって、元田の部落氏によつては大切  
な山、名所として一番愛に舉げたいのである。

元庄屋、市野瀬保彦の家の「由緒書」の中に、次のよ  
うな記録が見られる。

当市野瀬家の由来を尋ねれば、往古の昔が勢羽集濃  
郡の英彦に由緒がある。これに則り、当郡御牟礼城  
主に歴任し、錄三百石を賜っていた。(中略)  
其の後、市野瀬平左エ門が二十八歳の時、文龜年間  
戊辰、于時大永七年十一月二十五日、城主惟治公が亡  
く。元祖より三十一代に亘る、故あつて身を退  
き、荒木村の内に居住していた。そこで民人は市野瀬  
何某がしくら住んでいたので、後人のために其跡を  
址名を市野瀬と名付けた。

その後、大坂半村の内に荒木と云ふところがあつた。

同所に三代の間居住した。  
第一 平左衛門 荒木住 天文八年十二月三十八日卒  
第二 斎太衛門 荒木住 文和二年二月十五日卒  
第三 安右衛門 荒木住 元和元年七月十七日卒  
第四 古左衛門 本田口役住 寛永十二月八日卒

（中略）

第十三 宗洗右兵衛 広保住

天明八年七月から寛政四年十二月まで在職に五ヶ年  
居住して、いたが、当所に移住し大坂は次々通りである。

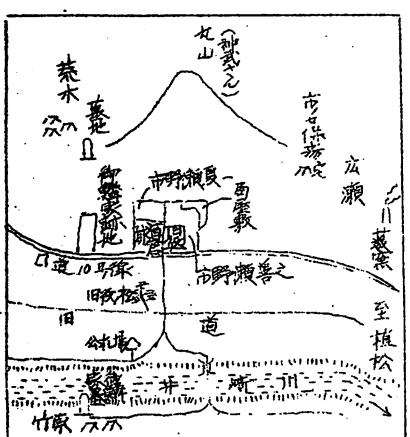
当屋敷創立の義者宗院が二十九歳の時、寛政五年十二月一日就立して之を創立したのである。そして同  
七年三月下旬、吉日に結婚用二十札目に移住した。

右の広保が前述したようだ、今の大坂であつて市野瀬  
保彦の住居所である。保彦且や何代目に当ることには有  
るが、荒木の墓碑は背からオフとの保彦一族の手でお  
祭りしている。

以上のように、こゝ荒木の墓碑は市野瀬家の私約をも  
つてゐるが、元田新菴氏からいひまつとして、大切に  
保管したいものである。

「元田には三軒の庄屋がある」と、市野瀬文雄へ祖  
父サキが言つて、いた。資料などから類推すると、資料文  
どから類推すると、一軒は今御舎實平、一軒は市野瀬  
保彦、いま一軒は市野瀬文雄の三軒をさしていることにな  
なる。この三軒はそれぞれの代に庄屋となり、庄屋を引  
継いだ。

御舎實平の屋敷は、現在安藤信喜の宅地と茶園畑を合  
せたものであつた。これに對して、市野瀬保彦と、市野  
瀬文雄の先祖の關係がつきびらかでないが、少なくてよ  
江戸時代後期には、市野瀬文雄の祖先が庄屋であつたこ  
とにほん違ひあるまい。そこで後期の庄屋屋敷の周辺に  
は、後世記録下廻して置かれた地名なり、名物があるた  
め此を略圖によつて示すと、次の通りである。



（）庄屋屋敷跡

市野瀬の庄屋屋敷跡

は、市野瀬夏一と市野  
瀬善之の宅地及び畠地  
をも併せ左範囲で、庄  
屋の制がなくなり、大明  
治の時代から、夏一  
家の前の畠に及酒倉が  
建つて、いた。また善之  
家の池から食のある骨  
近から、倉のある付近  
までを局屋敷と呼んで

ていた。昭和三十三年の火事で、市野瀬宗愛家は全焼したが、雑草の生えていた所が旧役の跡地であつたから、すべてを含せると、優に一ヘクタールはあつたであろう。

## ○旧役の松

俗に、「旧役の松」と呼ばれた黒松が、庄屋敷の前にあつたが、大正の初期にこの老松は惜しくも枯死した。

## ○公札場跡

川べり近くに公札場があり、村人や通行人への知らせなどを掲示していた。今全くその面影はない。

## ○御鱗家の塔碑

竹原の御鱗家の墓地に貴重な塔碑が一本ある。

## 常樂院秋宗證居士位

西音寺門徒改

慶安四年辛卯九月廿六日

俗名 御鱗治良左卫門

古塔碑及宗證居士の一百五拾巡季に当り、供事執

行を致す者なり。治良左卫門儀は去る元和頃迄、

上野村・大坂本村・木村右三ヶ村の庄官をり。

其後寛永年間故ありて先祖に当る大坂本庄官市ノ

瀬宇兵衛方エ引請候右に依つて市ノ瀬城庄右衛

門御鱗を継ぐ故今年寛政十二庚申天塔石造立する

者なり

秋九月廿六日

施主 御鱗庄右卫門

右の碑にこのように刻み、後世に伝えたことはよくよ

くのことであり、真実性の高いものと考えられる。この

碑文から御鱗家は市野瀬家の法であり、そして御鱗・兩

碑文である。

## ○近頃でき古窯窓

広瀬に近頃できたのぼり窓及、名称を窓窓といつて、市野瀬摺部へ筆者の長男へが昭和四十九年に聞いた。窓は佐賀の職人が築き、焼き及福岡県の上野摺へ系統を引いている。窓主はまだ三十歳を少し過ぎたばかりなので、将来は彼独自の作品を生み出すことであろう。

時代は変わったもので、こんな所で専門の焼窓が生むようとは、思ひもよらないことであつた。顧みく及佐伯地方の觀光産業の一つとして、リバーバジン作品が生まれ、大成されることを期待してやまない。

## ○荒川流神杖

昭和四十年三月、荒川流神之杖は大分県無形文化財に指定された。

そもその他の伝承は、正徳元年(1711)荒川某一五十川与市衛門一市野瀬新兵衛にはじめより、昭和四年七月から慶

応大権現の祭礼に奉納することとし、厳重にその技術を

伝習し、その正統を今荒川流の当主主税が相続していく。

しかし、この伝統芸能の存続をはかるため、神之杖頬母子講をはじめた。市野瀬等五郎外数名が発起し、一口式

四口とし、最初の第一回分を神之杖仲間運営基金とし、そ

の貸付金利子をもって、神之杖の存続運営をはかった。

昭和三十九年五月から、県文化振興課門委員深矢多喜男、

愛宕神社宮司高司道典の指導協力によって、文化財指定

の急速が急速に高まつた。その裏付け資料として荒川家

傳承の古文書、高司社家の神社由来記、切水五条家の大

坂本村伝記、尺聞古文書などが重視され、申請の結果重要文化財として指定されるに至つた。

現在その保存会は市野瀬善之を長とし、大坂本・尺聞

両区長が副会長となり、この維持運営に当つている。

(おわり)